

令和6年度 松山市会計年度任用職員（心理判定員）採用試験実施要領

令和6年2月21日

松山市会計年度任用職員（心理判定員）採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
フルタイム心理判定員	1人程度	松山市保健所 すくすく支援課 (松山市萱町六丁目30番地5)
パートタイム心理判定員	1人程度	

(注) 採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

- (1) 母子保健（幼児健康診査、発達相談、5歳児相談等）に係る業務
- (2) その他母子保健・健診業務に関し職員が指示する業務

3 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

- (1) 次のア及びイのいずれかに該当する人
 - ア 学校教育法に基づく4年制の大学又は大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業し、かつ、医療機関、教育相談機関、社会福祉施設等において心理判定、カウンセリング等の業務に従事した期間が2年以上ある者
 - イ 公認心理士又は臨床心理士の資格を有する者
- (2) パソコンの基本操作（文書作成及び表計算）ができる者
- (3) 次のアからオまでに該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 試験の方法

科目	内容	試験日時及び合格発表
口述試験	主として人物及び専門知識等についての個別面接	<u>毎月5日（当該日が祝日又は週休日の場合は翌開庁日）（消印有効）</u> までに採用試験申込書を提出した方に対し、当該月の中旬に試験を行い、当該月の下旬に合格発表を行います。

(注) 試験日時及び試験会場の詳細は、各申込者に通知します。

5 申込受付期間

申込方法	申込受付期間
インターネット申込み	令和6年10月4日（金）24時00分まで
郵送申込み	令和6年10月4日（金）（消印有効）

(注) 採用予定人数の合格者が決定次第、申込受付を終了します。

6 申込方法

申込方法は、インターネット申込みと郵送又は持参での申込みの2種類の方法があります。いずれかの方法で申し込んでください。

<インターネット申込み>

- (1) 松山市ホームページ（採用試験ページ）にある申込フォームに接続してください。以下のURL又は二次元コードから松山市ホームページ（採用試験ページ）又は申込フォームに直接接続することができます。
- (2) 申込フォームでは、受験者情報を正確に入力するとともに、「顔写真のデータ」を添付し、送信してください。
- (3) 送信後、受付完了メールを受信し、受験申込完了となります。
- (4) 申込受付期間終了後、受験案内を本人に通知します。

（注）申込受付期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく受付の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延には一切責任を負いませんので御注意ください。

○松山市ホームページはこちら

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/rinji/r0604shinrihanteiin.html>



○申込フォームはこちら

【フルタイム心理判定員】

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3331



【パートタイム心理判定員】

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3332



<郵送申込み>

採用試験申込書（上記の松山市ホームページから印刷し、必要事項を記入するとともに、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。）を**すくすく支援課に直接提出**し、又は**簡易書留**（封筒の表に「心理判定員採用試験申込み」と朱書きしてください。）で送付してください。

受付期間終了後、申込者に受験案内を送付します。

7 採用予定日

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（心理判定員）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和6年4月1日以後、欠員が生じた場合に、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期間は、令和7年3月31日までです。

8 勤務条件

(1) 勤務時間等 フルタイム・パートタイムの区分に応じ、次のとおりです。

区分	勤務時間等
フルタイム	月曜日から金曜日までの週5日勤務で、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む。）の1日7時間45分、1週間当たり38時間45分勤務
パートタイム①	1週間当たり20時間以上38時間45分未満の勤務で、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日7時間45分以内の勤務
パートタイム②	1週間当たり15時間以下の勤務で、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日7時間45分以内の勤務

（注）パートタイム①②の勤務時間は相談に応じます。

(2) 週休日及び休日 日曜日、土曜日、祝日及び年未年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(3) 有給休暇 年次休暇、療養休暇、特別休暇

(4) 給与等 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、フルタイム・パートタイムの区分に応じ、次のとおりです。（令和6年2月1日現在）

ア フルタイム 次のとおり支給します。支給日は原則として毎月21日です。

給料	諸手当
月額215,800円～229,200円	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等

備考 給料の額は、本市の職員としての経験を一定の基準で換算して決定します。

イ パートタイム① 次のとおり支給します。支給日は原則として毎月21日です。

勤務日数	1日の勤務時間	基本報酬	その他報酬等
週4日	5時間	月額 111,381円	通勤に係る費用弁償、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当に相当する報酬等
	6時間	月額 133,657円	
	7時間	月額 155,933円	
	7時間45分	月額 172,640円	
週5日	4時間	月額 111,381円	
	5時間	月額 139,226円	
	6時間	月額 167,071円	
	7時間	月額 194,916円	

備考 1 上記の勤務形態は一例です。勤務時間については相談に応じます。

2 上記の基本報酬の額は、本市での勤務経験がない方の額です。本市での勤務経験がある方は、本市の職員としての経験を一定の基準で換算して決定します。

ウ パートタイム② 次のとおり支給します。支給日は原則として翌月21日です。

基本報酬	その他報酬等
時給1,326円	通勤に係る費用弁償、時間外勤務手当に相当する報酬等

(5) **任用期間** 令和7年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和9年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職(解雇)する場合があります。

※ 「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。

※ 療養休暇又は休職により4月1日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

(6) **条件付採用** 採用後1箇月間(採用後1箇月間の勤務日数が15日に満たない場合は、採用後の勤務日数が15日に達するまで)は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職(解雇)する場合があります。

(7) **保険等** フルタイム・パートタイムの区分に応じ、次のとおりです。

区分	保険等
フルタイム	健康保険(愛媛県市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険(※)、労働者災害補償保険 ※松山市役所に最初に採用されてから継続して6箇月を超えて勤務した場合は、退職手当の支給の対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。
パートタイム①	健康保険(愛媛県市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険
パートタイム②	労働者災害補償保険

(8) **兼業** フルタイム・パートタイムの区分に応じ、次のとおりです。

区分	兼業の可否
フルタイム	任命権者の許可を受けない限り、兼業をすることができません。
パートタイム①	兼業をすることができます。 ただし、市長に兼業の届出をする必要があります。
パートタイム②	

(注) 上記の勤務条件は改定される場合があります。

9 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- (3) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (4) 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までにくすく支援課に問い合わせてください。

<提出先及び問合せ先>

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5
松山市保健所 すくすく支援課 総務担当
電話 089-911-1852